

令和8年度 放課後児童クラブ保護者負担金助成制度のご案内

- 放課後児童クラブの利用者すべてが対象になるわけではありません。
- 利用料等に滞納がある場合、助成の対象となりません。
- このお申し込みをもって、全ての手続きが完了するものではありません。
裏面下部の『5.事務手続の流れ』をご確認ください。

1. 助成区分

対象となる方は、下記QRコードから電子申請により申し込みください。

助成区分	助成上限額	関係部署、決定時期など	支払時期
生活保護受給世帯	4,000 円／月	【関係部署】福祉支援課 保護係 【決定時期】随時	(4～9 月分) 11 月以降 (10～3 月分) 翌年 5 月
児童扶養手当受給世帯	3,000 円／月	【関係部署】子育て支援課 子育て給付係 【決定時期】8 月現況届提出、審査終了後 ※ 児童扶養手当 ⇒一定要件に該当する ひとり親家庭 に、市から支給される手当。児童手当とは異なります。	
就学援助制度適用世帯	3,000 円／月	【関係部署】教育委員会 学校教育課 【決定時期】随時	
市民税非課税世帯	3,000 円／月	【関係部署】税務課 市民税係 【決定時期】当該年度市民税額決定後 ※前年所得に応じて、当該年度課税額は 6 月決定	
多子世帯 クラブに通う児童の上に 18 歳未満の 兄または姉 が 2 人以上	3,000 円／月	【決定時期】随時 ※クラブに通う児童に、 弟や妹だけがいる場合 ⇒ 対象外	
多子世帯 クラブに通う児童の上に 18 歳未満の 兄または姉 が 1 人	1,500 円／月	【決定時期】随時 ※クラブに通う児童に、 弟や妹だけがいる場合 ⇒ 対象外	

2. 申込期限 【令和8年10月2日（金）】

右のQRコードに必要な情報を入力して申し込みください。

QRコードでの申し込みができない場合、子育て支援課までご連絡ください。

URL : <https://logoform.jp/f/Wryrm>



3. 留意事項

- (1) 助成適用は当該年度に限り有効です。(毎年度、申請が必要です)
- (2) 兄弟姉妹で児童クラブを利用している場合、申請は1人につき1回行ってください。
- (3) 延長保育利用料など、毎月の保護者負担金以外は、助成制度はありません。

- (4) 助成の事項に該当しなくなった場合や住所の変更、口座名義などの変更があった場合、速やかに子育て支援課までご連絡ください。
- (5) 申請期限厳守をお願いします。期限を過ぎて申請した場合、事務処理の進捗状況によっては助成金の支払いに時間がかかる場合や支払いができない場合があります。

4. 助成額について

保護者がクラブへ支払う保護者負担金からおやつ代等の実費徴収額を除いた額を基礎額とし、助成区分に応じて保護者負担金を助成します。

【イメージ図】

- ① 児童扶養手当受給世帯が月額保護者負担金を 5,000 円（うちおやつ代 1,000 円）支払った場合、助成額は 3,000 円
- ② 児童扶養手当受給世帯が月額保護者負担金を 3,000 円（うちおやつ代 2,000 円）支払った場合、助成額は 1,000 円
- ③ 児童扶養手当受給世帯が月額保護者負担金を 3,000 円とおやつ代を 2,000 円で合わせて 5,000 円支払った場合、助成額は 3,000 円

	月額保護者負担金（5,000円）	
①	おやつ代等実費徴収額 （1,000円）	助成額（3,000円） 
	助成対象外	
	月額保護者負担金（3,000円）	
②	おやつ代等実費徴収額 （2,000円）	助成額（1,000円）
	月額保護者負担金（3,000円）	
③	助成額（3,000円）	おやつ代等実費徴収額（2,000円）

5. 事務手続の流れ

- (1) 保護者は、助成理由に該当する場合、QR コードによる交付受付を行う。
- (2) 中津市は、保護者へ申請用紙を郵送する。
- (3) 保護者は郵送された申請用紙に署名を行い、返送する。
- (4) 中津市は、審査結果を保護者へ通知する。
- (5) 中津市は、助成額を半期分まとめて支払う。（支払時期：11 月以降、翌年 5 月）
- ※申請から決定通知の発送までは、助成区分によって最長半年程度かかります。
- ※利用料の入金をクラブへ確認後、決定通知を発送します。納入方法（口座振替など）や利用料の支払い状況によって時間がかかる場合があります。ご了承ください。

< 提出先 >

〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3

中津市役所 子育て支援課 子育て支援係

電話：0979-33-7026